



ニカラグア沿岸から200 海里以遠のニカラグアとコロンビアの間の大陸棚境界画定問題事件(ニカラグア対コロンビア) : 先決的抗弁判決(2016 年3 月17 日)

玉田, 大

(Citation)

神戸法學雑誌, 66(2):163-186

(Issue Date)

2016-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009617>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009617>



神戸法学雑誌第六十六卷第二号二〇一六年九月

ニカラグア沿岸から200海里以遠の ニカラグアとコロンビアの間の 大陸棚境界画定問題事件（ニカラグア対コロンビア） 先決的抗弁判決（2016年3月17日）

玉 田 大

一. 判旨⁽¹⁾

ニカラグアの基線から200海里を超えるニカラグアの大陸棚とコロンビアの大陸棚の境界画定に関する紛争に関して、2013年9月16日、ニカラグアがコロンビアを相手取ってICJに提訴した⁽²⁾。ニカラグアは、管轄権の根拠としてボゴタ条約⁽³⁾31条を援用した上で、請求訴状の主題は領土海洋紛争事件（2012年11月19日判決⁽⁴⁾）で認められた管轄権の範囲内にあり、裁判所は同判決で200海

-
- (1) *Question of the Delimitation of the Continental Shelf between Nicaragua and Colombia beyond 200 Nautical Miles from the Nicaraguan Coast (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objection, Judgment of 17 March 2016.
 - (2) Application Instituting Proceedings filed in the Registry of the Court on 16 September 2013.
 - (3) “Pact of Bogota”. The American Treaty on Pacific Settlement, signed on 30 April 1948.
 - (4) *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Judgment of 19

里以遠の境界画定問題について確定的な決定を下していないと主張した（1-12項）。

I. 序（13-17項）

コロンビアは、管轄権又は受理可能性に対する5つの先決的抗弁を提起した。第1に、2012年11月27日に効力を有することになったコロンビアのボゴタ条約廃棄通告以降の2013年9月16日にニカラグアは訴訟を開始しており、時間的管轄権が欠如している。第2に、200海里以遠の大陸棚境界画定は2012年判決で完全に扱われており、裁判所は「継続的管轄権」を有さない。第3に、ニカラグアの請求訴状で提起された問題は、2012年判決において裁判所によって「明示的に決定されて」おり、ニカラグアの請求は既判力原則によって遮断される。第4に、ニカラグアの請求は、2012年判決の上訴及び再審を目指したものであり、裁判所には管轄権がない。第5に、ニカラグアの第1請求（200海里以遠の大陸棚境界画定）⁽⁵⁾については、大陸棚限界委員会（CLCS）の勧告がないため受理不能である。第2請求（境界未画定区域における両国の権利義務を規律する国際法上の原則及び規則の決定）については、第1請求の管轄権又は受理可能性が否定されれば、裁判所に係属する境界画定問題はなくなる。

II. 第1先決的抗弁（18-46項）

コロンビアは次のように主張する。同国のボゴタ条約廃棄通告は同条約31条におけるICJの管轄権に対して即時的効果を有しており、同通告の送付以降に開始された訴訟についてICJは管轄権を有さない。同条約56条（廃棄通告）によれば、「本条約は、1年の通知を条件に廃棄され得る。当該期間の終了時に条約は廃棄国について効力を有さなくなる。[...] 特定の通告の送付以前に開始された係属手続⁽⁶⁾について、廃棄は何らの効果も有さない」。2012年11月

November 2012, *I.C.J. Reports 2012 (II)*, p.624.

(5) The Commission on the Limits of the Continental Shelf .

(6) ボゴタ条約56条は以下の規定である。‘The present Treaty [...] may be denounced

27日にコロンビアはボゴタ条約の廃棄通告を行い、この廃棄は「条約56条2項に従い、本通告の後に開始された手続に関して本日から効力を有する」と述べた。本件の請求訴状は、コロンビアの廃棄通告より後、1年の期間が経過するまでの間にICJに付託されている。コロンビアによれば、56条2項の反対解釈 (*a contrario interpretation*) により、廃棄通告「以降」に開始された手続に対して、廃棄が影響を及ぼすという。また、この解釈が条約当事国の実行及び条約起草作業に合致していると主張する。他方、ニカラグアは、ボゴタ条約31条により、廃棄通告から1年間は当該国について同条約は効力を有し、効力を有する間はICJの管轄権を認めることになる⁽⁷⁾と主張する。また、この解釈が条約の趣旨及び目的に合致すると主張する (23-30項)。

管轄権の設定基準日は請求訴状提出日である。裁判所の管轄権が依存する要素の1つが訴状提出後に除外されても、遡及的效果を有さない。訴状提出後に、管轄権を付与する条約規定が原告と被告の間で効力を停止したとしても、裁判所の管轄権は剥奪されない⁽⁷⁾。本件では、訴状提出時点でボゴタ条約は両国間で有効であり、その後同条約が有効でなくなったとしても管轄権に影響しない。残る問題はボゴタ条約56条2項である。コロンビアの議論は、同条項の文言の通常の意味に依拠したものではなく、同項が述べていないことから導かれ得る推論に依拠したものである。同項は、廃棄通告の送付以降であって同1項の1年の期間内に開始された手続に関しては沈黙している。コロンビアの主張する反対解釈はICJ及びPCIJで用いられている⁽⁸⁾が、それは「すべての関連

upon one year's notice, at the end of which period it shall cease to be in force with respect to the State denouncing it [...] The denunciation shall have no effect with respect to pending procedures initiated prior to the transmission of the particular notification'.

- (7) *Nottebohm (Liechtenstein v. Guatemala)*, Preliminary Objection, Judgment, *I.C.J. Reports 1953*, p.123.
- (8) *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Application by Honduras for Permission to Intervene, Judgment, *I.C.J. Reports 2011 (II)*, p.432, para.29; *S.S. "Wimbledon"*, Judgment, 1923, *P.C.I.J. Series A, No.1*, pp.23-24.

規定の文言、用語及び条約の趣旨目的に照らして妥当な場合に限られる」(35項)。ICJの管轄権に影響を与えるのは、廃棄 (denunciation) そのものではなく、廃棄に起因する条約の終了 (termination) である。ボゴタ条約56条1項は廃棄による条約の終了を定めるが、終了は廃棄通告の1年後にしか生じない。従って、廃棄の効果を定めるのは56条1項である。同2項は、廃棄通告の送付以前に開始された手続が廃棄にも拘わらず継続することを確認するものである。コロンビアの反対解釈は条約31条の文言と抵触する。さらに、コロンビアの解釈では、廃棄通告後1年間、条約上のほとんどの紛争解決手続が利用不能となり、56条1項の明示の文言と調和し難い。コロンビアの解釈は、紛争の平和的解決という条約の趣旨目的にも合致しない。コロンビアは、実効性 (*effct utile*) を56条2項に与えるために上記解釈が必要であるという。しかし、「厳密には必要ないにも拘わらず、疑問を回避するために特定の条項が採用される例はある」(41項)。56条2項の意味を決定する際に、1項の目的又は効果を無意味にする解釈をとるべきではない。ICJ規程36条2項の選択条項受諾宣言は即時廃止が可能であるが、ボゴタ条約31条は一方的宣言に依存しない条約義務を定めており、選択条項受諾宣言は参考にならない。以上より、ボゴタ条約56条についてのコロンビアの解釈は受け入れられない。提訴時にボゴタ条約31条は当事国間で効力を有していた。また、その後に関国間でボゴタ条約が終了したことは、既に存在している管轄権に影響を与えない (31-46項)。

Ⅲ. 第3先決的抗弁 (47-88項)

コロンビアは、2012年判決においてCJは既にニカラグアの請求に判断を下しており、既判力原則により、裁判所は当該請求の審理を遮断されるという。先決的抗弁の性質決定に関して、裁判所は当事国の決定には拘束されず、改めて性質決定を行うことができる。第3抗弁は「受理可能性に対する抗弁」として扱う (48項)。2012年判決の主文第3項において、裁判所は「ニカラグアの最終申立 I (3) に含まれる請求を容認することはできない」と判示した。ニカラグア最終申立 I (3) は、「ニカラグア及びコロンビアの本土沿岸によって

構成される地理的及び法的枠組みにおける境界画定の適切な形態は、両国の大陸棚への重複する権原取得を等分に配分する大陸棚境界線である」ことを裁判所に求めていた。

コロンビアによれば、ニカラグアの第1請求は2012年の最終申立 I (3) の請求の再現に他ならないという。また、本案判断において ICJ は当該申立を容認しなかったのであり、既判力により裁判所は審理を妨げられるという。さらに、ニカラグアの第2請求は第1請求に完全にリンクしているという。既判力原則の効果に関する問題は、ニカラグアの第1請求の受理可能性に関連する。

1. 既判力原則 (55-61 項)

既判力原則が当事者 (*parties, personae*)、訴訟物 (*object, petitum*) 及び請求原因 (*legal ground, causa petendi*) の一致を要求するという点について両当事国は合意している。コロンビアによれば、既判力を有する2012年判決の主文は、証拠欠如を理由にニカラグアの請求を「容認できない」と判示しており、裁判所が後の判決で同一の請求を容認することは不可能であるという。他方、ニカラグアによれば、既判力原則の適用にあたっては3つの同一性だけでは不十分であり、後の事件で提起された問題が、それ以前に最終的で確定的に処理されていることが必要であるという。また、裁判所によって決定されていない事項には既判力が一切付与されないため、中心的問題は、200海里以遠の大陸棚境界画定について2012年判決が決定を行ったか否かであるという (55-57項)。

ICJ 規程59条及び60条に反映された既判力原則 (*the principle of res judicata*) は法の一般原則であり、裁判所の司法的機能を保護すると同時に、当事国をも保護する。同原則により、特定の事件において採択された決定の終結性 (*finality*) が認められる⁽⁹⁾。既判力を適用するためには、同一の当事者、訴訟物及び請求原

(9) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, I.C.J. Reports 2007 (I), p.90, para.115; *Request for Interpretation of the Judgment of*

因によって性質決定される事件を特定するだけでは十分ではなく、終結性が付与される決定の内容を確認する必要がある。すなわち、ニカラグアの第1請求が確定的に解決されているのか、そしてどの程度まで解決されているのかを決定しなければならない。裁判所の決定（decision）は判決の主文に含まれているが、既判力の対象を確認するためには、問題の判決で示された理由（reasoning）を参照しつつ主文の意味を決定する必要がある（59-61項）。

2. 2012年11月19日判決で裁判所が採用した決定（62-84項）

コロンビアによれば、裁判所はニカラグアの主張を容認しなかったのであり、本件でニカラグアの請求訴状を扱うことは既判力原則の効果により遮断されるという。また、この裁判所の決定により、裁判所は両国間の海洋境界画定を完全に実施したのであり、明示的および必要な含意により、最終的決定であるという。さらに、「裁判所は両国の大陸棚境界を画定する状況にない」（2012年判決129項）と述べているが、これは、ニカラグアの提起した事実と主張の検討から、ニカラグアの請求を棄却せざるを得なかったことを意味するという（62-67項）。

他方、ニカラグアは次のように主張する。ニカラグアの請求を容認しないという裁判所の決定（2012年判決主文第3項）は、請求棄却ではなく、（同国がCLCSへの申立てを完了していなかったことから）判示するのを明示的に拒否したものである。ニカラグアはCLCSに「予備情報」（Preliminary Information）を提出したに止まり、当事国の権原取得の重複を生み出すのに十分なほど大陸棚縁辺部が延長していることを立証できなかった。そのため、裁判所は境界を画定する状況になかった。現時点で裁判所は境界画定を実施

11 June 1998 in the Case concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections (Nigeria v. Cameroon), Judgment, I.C.J. Reports 1999 (I), p.36, para.12; Corfu Channel (United Kingdom v. Albania), Assessment of Amount of Compensation, Judgment, I.C.J. Reports 1949, p.248.

し、紛争を解決するために必要なすべての情報を有する。2012年判決主文は、200海里以遠の境界画定について何らの立場もとっておらず、これに関連する請求を審理することを裁判所は妨げられない（68-71項）。

「特定の論点が拘束力をもって決定されたか否かという点の意見の相違がある場合、裁判所は必要な限りで判決を解釈するという裁判所に課された義務を避けることはできない⁽¹⁰⁾」。2012年判決の主文第3項における「容認できない」という決定について、棄却とは異なるというニカラグアの主張には説得力がないが、請求棄却であるというコロンビアの主張にも説得力はない。裁判所はこの表現をその文脈において、すなわち判決理由を参照して検討する。2012年判決の第4部（113-131項）が200海里以遠の大陸棚境界画定についてのニカラグアの請求の検討に費やされている。判決129項は次のように述べる。「コロンビアの200海里の大陸棚権原取得と重複するのに十分なほど延長した大陸棚縁辺部を有することをニカラグアが立証しなかったため、裁判所は両国間の大陸棚境界を画定する状況にない（is not in a position）」。129項及びその前の項の判決理由には3つの要点がみられる。第1に、両国は200海里以遠の大陸棚延長に関する証拠を提示したが、判決には証拠の分析が一切含まれていない。第2に、裁判所はUNCLOS 76条が慣習国際法を反映するか否かを検討する必要はないと判断している。第3に、裁判所が強調したのは、UNCLOS 当事国であるニカラグアが（UNCLOS 76条8項に従って）200海里以遠の大陸棚限界の情報をCLCSに提出する義務を負うことである。2012年判決の時点では、ニカラグアは当該情報を提出していなかったことから、「ニカラグアは、コロンビアの200海里の大陸棚への権原取得と重複するのに十分なほど延

(10) *Interpretation of Judgments Nos. 7 and 8 (Factory at Chorzów)*, Judgment No. 11, 1927, P.C.I.J., Series A, No.13, pp.11-12; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, I.C.J. Reports 2007 (I), p.95, para.126; *Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand) (Cambodia v. Thailand)*, Judgment, I.C.J. Reports 2013, p.296, para.34.

長する大陸縁辺部を有することを立証しなかった」と裁判所は結論付けている(2012年判決129項)。この129項は、判決理由の上記の要点に照らしてのみ理解し得る。すなわち、裁判所は、ニカラグアが200海里以遠の大陸棚に対して権原を取得するか否かについて決定を下していない。以上より、主文第3項で裁判所はニカラグアの請求を「容認し得ない」と決定しているが、これは同国が200海里以遠の大陸棚限界に関する情報をCLCSに付託する義務(UNCLOS 76条8項)を負っていたからである。

3. 本件での既判力原則の適用(85-88項)

裁判所の判断(2012年判決)では、ニカラグア沿岸から200海里以遠の大陸棚境界画定は、ニカラグアが200海里以遠の大陸棚限界に関する情報を提出することを条件としている。従って、裁判所は2012年に境界画定問題を処理する状況になかったため(was not in a position)、当該問題を解決していない。ニカラグアは2013年6月24日にCLCSに「最終」情報を提供していることから、2012年判決で課された条件は本件で満たされており、最終申立I(3)に含まれたニカラグアの請求を検討することが可能となる。ニカラグアの請求訴状について判示することは既判力原則によって排除されない。

IV. 第4先決的抗弁(89-90項)

コロンビアによれば、200海里以遠の大陸棚境界画定の請求を棄却する裁判所の決定は「終結的であり、上訴を許さない」(ICJ規程60条)のものであり、ニカラグアは前訴判決の上訴又は再審を求めているという。しかし、ニカラグアは2012年判決の再審を求めておらず、請求訴状を上訴として構成していない。

V. 第2先決的抗弁(91-94項)

ニカラグアは、請求訴状の主題に対して裁判所が継続的管轄権(continuing jurisdiction)を有すると主張する。他方、コロンビアは、一旦ICJが本案判決

を下した場合、継続的管轄権を行使する根拠はないと主張する。ニカラグアによれば、裁判所は適切に付託された事件において管轄権を完全に行使する義務を有する。さらに、2012年判決はニカラグアの請求の一部について管轄権行使を否認したため、当時有していた管轄権を裁判所は現在行使しなければならないという。本件では、ボゴタ条約31条が本件訴訟に関する裁判所の管轄権を付与しているため、追加的な管轄権根拠が存在するか否かを検討する必要はない。従って、コロンビアの第2先決的抗弁について判断を下す理由が無い。

VI. 第5先決的抗弁 (95-125項)

第1に、コロンビアによれば、CLCSから大陸棚縁辺部に関する必要な勧告を確保していないため、ニカラグアの第1請求は受理不能であるという。第2に、ニカラグアの第2請求が認められた場合、裁判所の決定は適用不能であり、存在しない紛争に関するものになるため、受理不能であるという。

1. ニカラグアの第1請求の受理可能性に対する先決的抗弁 (97-115項)

ニカラグアの第1請求は、「2012年判決で決定された境界線を越える大陸棚区域における両国間の詳細な海洋境界線」の決定を求めるものである。コロンビアによれば、UNCLOS当事国であるニカラグアは、200海里以遠の大陸棚への権原取得を主張するためにはCLCSの勧告を得る必要があり、勧告がなければ第1請求は受理不能であるという。他方、ニカラグアによれば、CLCSは境界画定の権限を有しておらず、勧告に拘束力はないという。また、CLCSの勧告がなくても、国際裁判所は延長大陸棚の境界画定紛争を解決する立場にあるという (97-104項)。

CLCSの勧告がニカラグアの請求訴状を審理するための前提条件か否かを決定しなければならない。UNCLOS 76条8項により、ニカラグアはCLCSに200海里以遠の大陸棚限界についての情報を提出する義務を負うが、当該情報を検討した上で勧告を付与するのはCLCSの特権である。CLCSが勧告を出し、当該諸国が大陸棚限界を設定した場合、この大陸棚限界は合意の当事国に対して

「最終的で拘束的」である。CLCSの手続は大陸棚外延の限界設定 (delineation) に関連しており、大陸棚の境界画定 (delimitation) とは区別される。CLCSは内部規則において自らの行動が境界画定に関する事項に予断を与えないことを確保するという手続を確立してきた。このように、CLCSの勧告とは独立して200海里以遠の大陸棚境界画定を行うことができることから、CLCSの勧告は、国家が他国との境界画定紛争の解決を裁判所に求めるための前提条件とはならない。以上より、ニカラグアの第1請求の受理可能性に対する先決的抗弁を却下する (105-115項)。

2. ニカラグアの第2請求の受理可能性に対する先決的抗弁 (116-125項)

ニカラグアの第2請求は、「200海里以遠の大陸棚境界画定が未決の際に、重複する大陸棚請求及び資源利用に関連した両国の権利義務を決定する国際法の原則及び規則」の決定を裁判所に求めるものである。架空の状況に関する適用法を定めるのは、裁判所の役割ではない。裁判所の機能は「法を宣明することであるが、裁判所が判決を言い渡すのは、裁定時に当事国間の法的利益の衝突を含む現実的な論争が存在するような具体的事件に関連するときだけである⁽¹¹⁾」。ニカラグアの第2請求は、当事国間の現実的紛争に関連したものではない。また、同請求は裁判所が具体的に何を決定することを求められているのか特定していない。従って、ニカラグアの第2請求の受理可能性に対する先決的抗弁を容認する。

判決主文 (126項)

以上の理由により、

- (1) (a) コロンビアの第1先決的抗弁を却下する (16対0)。
- (b) コロンビアの第3先決的抗弁を却下する (8対8、所長の決定投票)。

(11) *Northern Cameroons (Cameroon v. United Kingdom)*, Preliminary Objections, Judgment, *I.C.J. Reports 1963*, pp.33-34.

賛成：アブラアム所長、小和田、トムカ、ベヌーナ、グリーンウッド、セブチンデ、ゲヴォルジアン判事、スコトニコフ特任判事⁽¹²⁾

反対：ユスフ副所長、カンサード・トリンダーデ、シュエ、ドノヒュー、ガヤ、バンダリ、ロビンソン判事、ブローワー特任判事⁽¹³⁾

- (c) コロンビアの第4先決的抗弁を却下する（16対0）。
- (d) コロンビアの第2先決的抗弁を判示する理由がないと判断する（16対0）。
- (e) ニカラグアの請求訴状の第1請求に拘わる限りで、コロンビアの第5先決的抗弁を却下する（11対5）。

反対：ユスフ副所長、カンサード・トリンダーデ、シュエ、バンダリ、ロビンソン判事

- (f) ニカラグアの請求訴状の第2請求に拘わる限りで、コロンビアの第5先決的抗弁を容認する（16対0）。
- (2) (a) ボゴタ条約31条に基づき、裁判所はニカラグアの第1請求を審理する管轄権を有する（16対0）。
- (b) ニカラグアの請求訴状の第1請求は受理可能である（8対8、所長の決定投票）。

反対：ユスフ副所長、カンサード・トリンダーデ、シュエ、ドノヒュー、ガヤ、バンダリ、ロビンソン判事、ブローワー特任判事

(12) Mr. Leonid Skotnikov（ニカラグア側特任判事）

(13) Mr. Charles Brower（コロンビア側特任判事）

二. 解説

本件は、領土海洋紛争事件（2012年判決）の後に訴訟当事国間で生じた紛争をICJに付託したものであり、以下の点で注目される。第1に、コロンビアは2012年判決に対して強く反発し、判決の履行を拒絶すると同時に、管轄権の基礎となったボゴタ条約の廃棄通告を行った。この点で、本件の背景にはICJ判決の不履行問題がある。第2に、コロンビアの廃棄通告は1年後に効力を発生するが、その前にニカラグアが2つの事件をICJに付託している。1つ目が本件（総件名簿番号154）であり、2つ目は主権侵害に関する事件（総件名簿番号155⁽¹⁴⁾）である。前者は200海里以遠の大陸棚の境界画定を争点としたものであるが、後者は武力行使等を含む主権侵害を争点としており、紛争の主題が異なる。そのため、両事件は併合されず、事件毎に異なる特任判事が任命されている。第3に、本件では、2012年判決との類似性が強い（同一の訴訟当事国であり、請求内容もほぼ同じ）、既判力原則の適用範囲が争点となった。

なお、2012年判決の後、2013年6月24日にニカラグアは延長大陸棚申請をCLCSに提出した⁽¹⁵⁾。他方、この申請に対して、コロンビアは周辺国とともに

(14) *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016.

(15) “Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to article 76, paragraph 8, of the United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 - Part I: Executive Summary” (24 June 2013), available at [http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/nic66_13/Executive%20Summary.pdf]. なお、ニカラグアの申請の経緯については [http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nic_66_2013.htm] を参照。

異議を提起⁽¹⁶⁾、正式な抗議文を提出している⁽¹⁷⁾。そのため、ニカラグアの申請はCLCSの審議議題に挙がっているもの⁽¹⁸⁾、CLCSが勧告を出す見込みはな⁽¹⁹⁾い。

1. 反対解釈

ニカラグアの反対解釈 (*a contrario* interpretation) の主張に対して、ICJは適用基準を示した上で当該解釈を否定している。コロンビアの反対解釈はボゴタ条約56条2項に関するものであり、同条では、廃棄通告「以前」に開始された手続に対して、廃棄は影響を「及ぼさない」と規定する。これを単純に反対解釈すると、廃棄「以降」に開始された手続には影響を「及ぼす」(ICJの管轄権が排除される) と解釈し得る。他方、ICJは反対解釈に関して厳格な立場を示した。すなわち、「そのような [反対] 解釈は、全ての関連規定の文言、その文脈及び条約の趣旨目的に照らして適切である場合に限り認められる。さらに、反対解釈が正当化される場合であっても、特定の事件において反対解釈の適用から如何なる推論が求められるのかを詳しく定めることが重要である」

(16) “Communication dated 23 September 2013”, available at [http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/nic66_13/col_cri_pan_re_nic_2013_09_23e.pdf].

(17) UN General Assembly, A/68/743, Note verbale dated 6 February 2014 from the Permanent Mission of Colombia to the United Nations addressed to the Secretary-General (11 February 2014), available at [http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/68/743].

(18) UNCLOS, Commission on the Limits of the Continental Shelf, CLCS/83 (31 March 2014), available at [<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N14/284/31/PDF/N1428431.pdf?OpenElement>], p.14. “Item 14: Presentation of submissions, 1. Nicaragua, in respect of the southwestern part Caribbean Sea”.

(19) CLCSは現時点(2016年6月時点)で未だ係争海域に関する延長大陸棚申請についての審査を行っていない。審査には、「当該紛争の当事者である全ての国の事前の同意」が必要となるが(CLCS手続規則附属書I 5条(a))、周辺国の同意が得られていないためである。Declaration of Judge Gaja.

という（判決35項）。本件では、ニカラグアの反対解釈はボゴタ条約31条及び56条1項の明文規定と抵触することを理由に退けられている（判決38項）。

2. 継続的管轄権

本件では「継続的管轄権」(continuing jurisdiction)の有無、すなわち前訴の管轄権が存続するか否かが争点となった。*Ad hoc* 仲裁裁判では、原則として判決言渡しと同時に任務終了 (*functus officio*) となり、仲裁管轄権が消滅する。他方、ICJの場合は本案判決後も一定の手続が残存する。まず、解釈手続(ICJ規程60条)と再審手続(61条)が認められている。加えて、裁判実践上、判決の基礎となった状況の「検討」(核実験事件判決の検討事件)⁽²⁰⁾や「追加判決」要請(ガブチコボ・ナジュマロス事件)⁽²¹⁾が認められている。このように、前訴判決で追加的判断が許容・留保されていた場合、例外的に継続的管轄権が

(20) ICJは、核実験事件(NZ対仏)判決(1974年)の第63項において、「本判決の基礎が影響を受けることがあれば、原告国(NZ)はICJ規程の条項に則り、状況の検討を請求することができる」(the Applicant could request an examination of the situation in accordance with the provisions of the Statute)と述べていた。*Nuclear Tests Case (New Zealand v. France)*, Judgment of 20 December 1974, *I.C.J. Reports 1974*, p.477, para.63. この判断に依拠し、NZがICJに「検討」を要請したが、ICJはこの要請を却下した。*Request for an Examination of the Situation in Accordance with Paragraph 63 of the Court's Judgment of 20 December 1974 in the Nuclear Tests (New Zealand v. France) Case*, Order of 22 September 1995, *I.C.J. Reports 1995*, p.307, para.68.

(21) 本件における「追加判決」要請の根拠は訴訟当事国の特別合意(付託合意)である。本件判決(1997年9月25日)においてICJは、「両国が合意する方法に従い、1977年条約の目的を達成するために両国が誠実に交渉し、必要なあらゆる手段をとること」を命じた(主文B)。*I.C.J. Reports 1997*, p.83. 判決後の1998年9月3日、スロバキアが「追加判決」(additional judgment)をICJに要請し、ハンガリーが判決を履行しないため、判決実施方法を決定することを裁判所に求めた(管轄権の基礎は1993年の特別合意5条3項)(Press Release 1998/28)。1998年10月7日、ICJは、ハンガリーに同年12月7日までに書面見解を提出するよう命じたが(Press Release 1998/31)、書面見解は提出されていない。

生じると解される。他方で、継続的管轄権が前訴判決で明示されていない場合に問題が生じる。第1に、管轄権の根拠（例えば選択条項受諾宣言）が存続する限り、新たな事件の付託は可能である（ただし、前訴判決の既判力によって後訴請求が遮断される可能性がある）。第2に、前訴の管轄権根拠が終了・停止している場合（選択条項受諾宣言の撤回等）、継続的管轄権（のみ）に依拠した管轄権設定が可能か否かが問題となるが、ICJはこの点について判断を示さなかった。すなわち、ボゴタ条約に基づく管轄権を設定している以上、「継続的管轄権」の判断は不要と結論付けた（94項）。主権及び海域の侵害主張事件では、前訴判決の履行確認請求についてICJが「内在的管轄権」（*inherent jurisdiction*）を有するか否かが争点となったが、同じように判断が回避されている。⁽²²⁾

3. 既判力原則

本件の最大の争点は、コロンビアの第3抗弁（既判力原則の適用、既判事項の抗弁）であった。⁽²³⁾

(1) 性質論

一般に、既判力の抗弁（既判事項の抗弁）は受理可能性抗弁と捉えられる。本件でコロンビアはこれを「管轄権に対する先決的抗弁」と位置づけたため、ICJはこれを修正し、「受理可能性に関する先決的抗弁」とみなした（判決48項）。その際、ICJは受理可能性抗弁の一般的な定義を示している。すなわち、「仮に管轄権がある場合であっても、裁判所が事件や特定の請求の審理を却下

(22) *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para.104.

(23) 2016年判決の主文の多くは全会一致で採択されているが、第3抗弁（却下）に関する判断だけは裁判官評決が8対8に分かれ、裁判所長の決定投票で採択されている（主文(1)(b)、(2)(b)）。また、第3抗弁却下の判断に対しては裁判官から強い異論が提起されている。

すべきであるという法的理由が存在するという主張から構成される」のが受理可能性抗弁であるという（判決48項⁽²⁴⁾）。

(2) 要件論

伝統的に既判力原則の適用要件は3要件（当事者⁽²⁵⁾ *personae*、訴訟物 *petitum*、請求原因 *causa petendi* の同一性）と解されてきた。すなわち、前訴と後訴で3要素が同一の場合、後訴請求が前訴判決の既判力によって遮断される（先決的抗弁として既判事項抗弁が提起されている場合は当該抗弁が容認され、後訴請求の受理可能性が否定される）。本件の当事国もこの点で見解は一致している（判決55項）。他方、ICJは3要件では不十分とした上で、既判力を適用するためには「終結性が付与される決定の内容を確認する必要がある。すなわち、ニカラグアの第1請求が確定的に解決されているのか、そしてどの程度まで解決されているのかを決定しなければならない」という（判決59項）。このように、既判力原則の適用に際しては、3要件の充足に加えて前訴判決の既判事項の内容特定が不可欠であり、この点で第4要件が付加されていると解される⁽²⁶⁾。とりわけ、本件では上記の3要件は満たされているため、争点となったのは前⁽²⁷⁾

(24) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia)*, Preliminary Objections, Judgment, *I.C.J. Reports 2008*, p.456, para.120; *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2003*, p.177, para.29.

(25) Dissenting Opinion of Judge Anzilotti, *Interpretation of Judgments Nos. 7 and 8 (Factory at Chorzów)*, Judgment No. 11, 1927, *P.C.I.J. Series A, No.13*, p.23; Dissenting Opinion of Judge Jessup, *South West Africa (Ethiopia v. South Africa)*, Second Phase, Judgment, *I.C.J. Reports 1966*, p.333.

(26) この判断は既判力原則を適用するための前提条件である。そもそも前訴判決中に既判事項が存在していなければ、（仮に3要件を満たしていたとしても）既判力原則を適用する前提が失われるからである。グリーンウッド判事によれば、3要件の充足は既判力を適用するための「必要条件」であるが「充分条件」ではないという。Separate Opinion of Judge Greenwood, para.4.

(27) Separate Opinion of Judge Owada, para.2.

訴判決の既判事項の内容と範囲であった。すなわち、(前訴請求と同一内容の)後訴請求につき、前訴判決で既に決定されているか否か(=既判事項となっているか否か)⁽²⁸⁾が争われている。それ故、本件は第4要件が争われた事案と言えよう。

(3) 判決解釈手続との相違

上記のように、第3先決的抗弁に関して、ICJは2012年判決の主文を解釈しており、実質的に判決解釈手続(ICJ規程60条)と酷似している。ただし、ICJは本件手続と判決解釈を区別しようとしている。

第1に、2016年判決によれば、「両当事国は、2012年判決の主文第3項で採択された決定の内容と射程(content and scope)に関して異なる見解を有している」という(61項)。この表現は判決解釈の前提条件である「判決の意義又は範囲(meaning or scope)について争がある場合」(ICJ規程60条)と酷似している。ただし、2016年判決はICJ規程60条と異なる文言を用いており、本件手続と判決解釈手続を区別していると解される。⁽²⁹⁾第2に、2012年判決の主文の解釈に際して、2016年判決は2012年判決の判決理由を参照している。すなわち、裁判所の決定(decision)は「判決の主文に含まれているが、既判力の対象を確認するためには、問題の判決で示された理由(reasoning)を参照しつつ主文の意味を決定する必要がある」という(61項)。既判事項(=主文)の解釈に際して判決理由を参照し得る点は、判決解釈に関する判例で形成されたものである。⁽³⁰⁾ただし、ICJは、判決理由の検討を通じて主文の意味を確認することは、(判決解釈手続に止まらず)より一般的に適用されるものと捉えて

(28) 共同反対意見の判断方法もこの点で多数意見と一致している。すなわち、①当事者、訴訟物、請求原因の3つが全て前訴と同一であり、②前訴で当該請求が棄却されている、③従って、後訴請求は既判力によって排除される、と結論付けている。Joint Dissenting Opinion, para.18.

(29) 仏文においても、ICJ規程60条(le sens et la portée de l'arrêt)と判決61項(le contenu et la portée de la décision)は区別されている。

(30) 玉田大『国際裁判の判決効論』(2012年)121-128頁参照。

いる（判決75項）。

このように、前訴判決の主文（及び理由）を解釈することは、判決解釈手続だけでなく他の手続（先決的抗弁手続を含む）でも可能と解されている。この点でICJは、PCIJの判例を引用しつつ、「特定の争点が拘束力をもって決定されたか否かについて当事国間で見解の相違」がある場合、裁判所は「当該見解の相違について判示するために、必要な限りで判決を解釈するという自らに課せられた責務を避けることができない」という（判決73項）。このように、前訴判決の内容について当事者間に争いがある場合は、必然的に判決の解釈が行われることになる。

（4）問題の所在と2012年判決

2016年判決において、ICJは2012年判決の主文第3項を解釈し、ニカラグアの新請求（2013年の第1請求）を審理することは前訴判決の既判力によって遮断されないと結論付けた。この結論自体は明瞭であるが、その判断理由は2016年判決を読むだけでは判然としない。そこでまずは問題の所在を明らかにしておこう。

第1に、前訴・領土海洋紛争事件において、ニカラグアは両国間で重複する大陸棚について等分境界画定を請求した（最終申立I(3)⁽³¹⁾）。第2に、2012年判決はこの請求を「容認できない」（cannot uphold）と判示した（主文第3項⁽³²⁾）。第3に、ニカラグアの新請求（2013年）は、「2012年判決で裁判所によっ

(31) 最終申立I(3)は以下の判示をICJに求める請求である。“[t]he appropriate form of delimitation, within the geographical and legal framework constituted by the mainland coasts of Nicaragua and Colombia, is a continental shelf boundary dividing by equal parts the overlapping entitlements to a continental shelf of both Parties” (emphasis added). 重要な点は、「本土沿岸」(mainland coasts)で構成される海域の画定を求めていることである。すなわち、400海里以上離れた両国の「本土沿岸」の境界画定を求めることになるため、必然的に200海里以遠の延長大陸棚の問題が含まれることになる。

(32) 主文第3項は、“it [ICJ] cannot uphold the Republic of Nicaragua’s claim contained

て決定された境界線を超える部分でニカラグアとコロンビアのそれぞれに属する大陸棚区域における両国の間の海洋境界の詳細な位置」を判示するよう求め⁽³³⁾ていた。この新請求は、2012年判決で決定された境界線を「超える部分」の海洋境界画定を求めており、一見すると、前訴判決の既判力を回避しているように見える。しかしながら、前訴請求（最終申立 I (3)）が200海里以遠の大陸棚境界画定を求めているため、新請求と同一内容であると解するのが妥当である。加えて、前訴請求はICJによって「容認できない」と判断されており、既に棄却されていると解される。そこで、2012年判決の主文第3項（「容認できない」）の内容が問われることになった。

2012年判決の主文解釈における最大の争点は、200海里以遠の大陸棚境界画定の可能性についての判断箇所（判決113-131項）であり、次の判断が示されている。第1に、ニカラグアは自然延長（*natural prolongation*）論を展開し、自国の大陸棚が200海里以遠にまで延長し、コロンビアの200海里大陸棚と重複すると主張し（*para.119*）、加えて距離基準による大陸棚権原は自然延長に基づく大陸棚権原に優越しないと主張した（*para.121*）。第2に、大陸棚延長に関しては大陸棚限界委員会に情報を提出しなければならず、ニカラグアは2010年に「予備情報」（*Preliminary Information*）⁽³⁴⁾を提出したが、最終提出は準備中である（*para.120*）。第3に、コロンビアによれば、ニカラグアの「予備情報」は限界委員会が勧告を出すには不十分であり、それ故、ニカラグアは延長大陸棚に対して何らの権原も確立していないという（*para.122*）。これに対して、

in its final submission I (3)” と述べている。

- (33) ニカラグアの第1請求は以下の通りである。“Nicaragua requests the Court to adjudge and declare: *First*: The precise course of the maritime boundary between Nicaragua and Colombia in the areas of the continental shelf which appertain to each of them beyond the boundaries determined by the Court in its Judgment of 19 November 2012”. Application Instituting Proceedings filed in the Registry of the Court on 16 September 2013, *para.12*; Judgment of 17 March 2016, *para.10*.
- (34) http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/preliminary/nic_preliminaryinformation2010.pdf.

ICJは次のように判断している。UNCLOS 前文に記載された条約の趣旨・目的からして、ニカラグアは（コロンビアが条約当事国ではないとしても）条約76条の義務を免れない（para.126）⁽³⁵⁾。ニカラグアは提出すべき情報に満たない「予備情報」しか提出しておらず、ICJにはその附属書を提出したに過ぎない（para.127）。「コロンビアの本土沿岸から200海里の大陸棚権原と重複するのに十分なほど延長する大陸棚縁辺部を有することをニカラグアは証明しなかったため、裁判所はニカラグアとコロンビアの間の大陸棚境界線を画定する立場にない（is not in a position）」⁽³⁶⁾（para.129）。

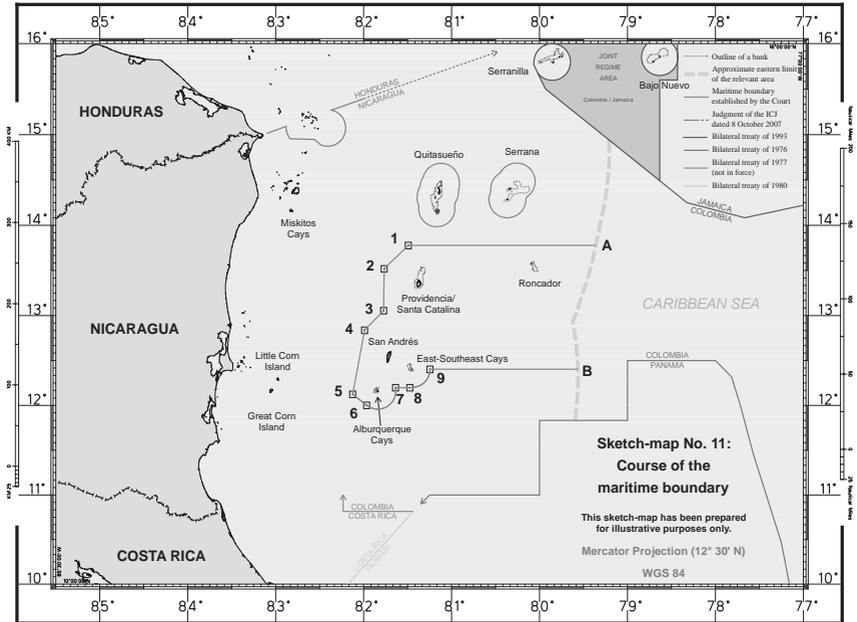
以上のように、ニカラグアの最終申立 I (3) は、実質的にニカラグア沿岸から200海里以遠の大陸棚の境界画定を求める請求であり、この請求についてICJは、大陸棚限界委員会への情報提供が（義務であるにも拘わらず）不十分であることから大陸棚の重複が証明されておらず、境界を画定する「立場にない」と結論付けている。そのため、2012年判決では、境界画定の対象となる関連海域はニカラグアの基線から200海里までとされており⁽³⁷⁾（図1参照）、ニカラグア本土沿岸に付属する大陸棚とコロンビアの島に付属する大陸棚の間の境界画定を行うに止まっている（2012年判決132項）。

(35) 条約76条8項に規定された情報提供義務（大陸棚限界委員会への情報提供）を指す。

(36) 判決129項の原文は以下の通りである。“[...] since Nicaragua, in the present proceedings, has not established that it has a continental margin that extends far enough to overlap with Colombia’s 200-nautical-mile entitlement to the continental shelf, measured from Colombia’s mainland coast, the Court is not in a position to delimit the continental shelf boundary between Nicaragua and Colombia, as requested by Nicaragua, even using the general formulation proposed by it”.

(37) *I.C.J. Reports 2012 (II)*, p.683, para.159.

図1 2012年判決における海洋境界画定線⁽³⁸⁾



(5) 2012年判決の主文の解釈

2012年判決の主文第3項は、両国本土間の大陸棚境界画定を求めるニカラグア最終申立 I (3) に対して、「容認できない」と結論付けている。この主文について次の2つの解釈が対立した。①ニカラグアによれば、同国が（大陸棚延長に関する）十分な情報を提供しておらず、ICJが判断を下す状況にはなかったものであり、請求「棄却」ではないという。②他方、コロンビアによれば、ニカラグアは200海里以遠の延長大陸棚の存在及び大陸棚重複の証明に失敗しており、ニカラグアの境界画定請求は「棄却」されたという。②の場合、ニカラグアの新請求（2013年）は既判力によって遮断される。

(38) 2012年判決中の図11から転載 (I.C.J. Reports 2012 (II), p.714)。

2016年判決は上記の2012年判決（特に129項）を参照した上で、上記の解釈①を支持した。すなわち、200海里以遠の延長大陸棚に関して、2012年判決では何ら決定が下されていないと解した。とりわけ、裁判所によれば、「ニカラグアが200海里以遠の大陸棚に対して権原を取得するか否かについて決定を下して[おらず]」、請求を「容認できない」と決定した理由は、「ニカラグアが200海里以遠の大陸棚限界に関する情報をCLCSに付託する義務（UNCLOS 76条8項）を負っていたから[である]」と判断されている（2016年判決84項）。その結果、一旦ニカラグアが大陸棚延長に関する最終情報を提出すれば、大陸棚の限界及び重複について最終的な判断を下すことが可能となる。他方、2016年判決のこの判断に対しては共同反対意見が厳しい批判を展開している。

第1に、2016年判決は、2012年判決「主文」の解釈を回避している。主文第3項は、ニカラグアの請求を「容認できない」と述べるが、この表現に関する両当事国の解釈を退けた上で、裁判所は「この表現だけを抜き出してその意味に拘泥することはない」という（判決74項）。共同反対意見によれば、「容認できない」という表現は、判例上、請求「棄却」を意味しており、原告が十分な証拠を提出するまで決定を差し控えるという意味で使われることはないとい⁽³⁹⁾う。すなわち、2012年判決主文は重複する大陸棚の境界画定に関するニカラグアの請求を「棄却した」と解される⁽⁴⁰⁾。

第2に、2016年判決によれば、「ニカラグア沿岸から200海里以遠の大陸棚境界画定は、ニカラグアが200海里以遠の大陸棚限界に関する情報を提出することを条件とする」（85項）。その後、ニカラグアが「最終」情報をCLCSに提出したことから、「2012年判決でICJが課した条件は本件で満たされている」（87項）という。すなわち、2012年時点では要件が未充足であったため、判断が回避（停止）されたが、後に要件が満たされたので審理を再開するのである。従って、反対意見が指摘するように、2016年判決は、2012年判決

(39) Joint Dissenting Opinion, para.11.

(40) Joint Dissenting Opinion, para.16.

では一切触れられていない「手続的要件」を付加していると評することができ⁽⁴¹⁾る。ただし、小和田判事が指摘するように、延長大陸棚に関する情報提出は手続的要件に止まるものではなく、ICJが延長大陸棚の限界及び重複を審査⁽⁴²⁾するためには「根本的に必要な実体的要素」⁽⁴³⁾でもあると解される。

(6) 判決の終結性：再考

共同反対意見によれば、2016年判決は2012年判決の主文を（判決理由と合わせて）解釈し、その内容を事後的に特定・修正していることになる。それ故、「既判力原則が保護する判決の法的安定性や終結性という価値から乖離する⁽⁴³⁾」という批判が生み出される。確かに、本件で問題となったように、2012年判決におけるニカラグア⁽⁴³⁾の最終申立 I (3) の処理方法（主文第3項及びその判断理由）は杜撰であり、後に解釈が分かれる要素を含んでいた。それ故、2016年判決（主文1(b)）の評決が分かれたことも首肯できる⁽⁴⁴⁾。ただし、ここで想起すべきは、2012年判決の主文が全会一致で採択されていた点である。すなわち、2012年判決の時点では、裁判官の間で解釈が分かれていた訳ではなく、本件のような解釈問題は提起されていなかったのである。

ところが、2016年時点では状況が一変する。2012年時点の裁判官が2016年時点で9名残っていたが、この9名の評価も二分しているのである。すなわち、主文肯定派（既判力原則の適用否定）が5名（Abraham, Owada, Tomka, Greenwood, Sebutinde）、主文否定派（既判力原則の適用肯定）が4名（Yusuf, Cançado Trindade, Xue, Donoghue）と分かれているのである。

このように、本件は判決の終結性・確定性を再考するのによい素材を提供し

(41) Joint Dissenting Opinion, para.34.

(42) Separate Opinion of Judge Owada, para.23.

(43) Joint dissenting Opinion, paras.1-2.

(44) 評決は8対8に分かれ、裁判所長の決定投票で採択されている。なお、2016年時点でJames Crawford判事が評決に参加しておらず、14名の裁判官と2名の特任裁判官で合計16名となっていた。

ている。すなわち、既判力原則の適用により、前訴判決の既判事項は法的に争い得なくなるが、他方で「何が確定的に決定されたのか（＝何が既判事項なのか）」という点を巡る争いは判決後も依然として生じ得る。また、裁判官の解釈も異なる可能性があり（さらに、判決当時の解釈が異なっていたことが事後的に明らかになり）、「何が確定的に決定されたのか」が改めて問われる事態が生じる。このように、判決解釈は前訴判決の既判事項を事後的に特定するという意味で判決の終結性を根底から揺るがす危険性を内包している⁽⁴⁵⁾。この点を明確に想起させる点で、本件判決は貴重な先例といえることができる。

(45) この点については判決解釈手続に関する論考で検討した。玉田大・前掲注30、141頁。